

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

■ 収入が、①+②の合計額を超えないこと

- ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

■ 資産が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）

■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額

※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

▶ 淡路市役所への申請が必要です。

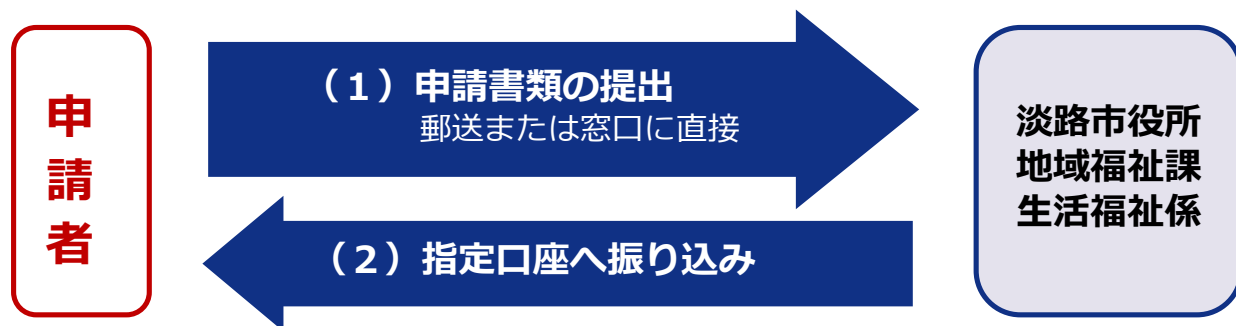
申請方法は、淡路市役所地域福祉課生活福祉係の窓口へ郵送または直接ご提出ください。

▶ 申請書に必要な書類は、同封している書類をご覧ください。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。提出いただく書類は、支給決定通知書に同封してお送りします。

▶ 自立支援金の支給は、月ごとの支給となります。

毎月の求職活動等の要件を満たしている場合に、次の月の支給を継続します。



お問い合わせ

淡路市地域福祉課生活福祉係 0799-64-2127

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

【受付時間】 平日9:00~17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

後刻、以下の情報を更新予定です。

→申請手続きの動画解説

→申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



❗ 「新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。